令和元年６月２５日

千葉大学教職員　　各位

企画総務部職員課

兼業業務の取り扱いについて（通知）

　兼業規程の改正及び業務集約化の一環として，令和元年７月より，兼業業務については下記のとおりといたします。ご協力いただきますようお願いいたします。

記

【兼業の届出の方法について】

役員兼業・自営の兼業及び法曹実務家教育職員の実務に係る兼業は従来どおり許可制のため，大幅に変更されることはありません。それ以外の多くの先生方が行っている他大学における非常勤講師等の兼業が届出制となり，以下の点が変更いたしますのでご留意願います。

①今回の通知で添付している「兼業依頼状（別紙様式１０）」を兼業先に必ず作成していただき，本学に届け出てください。別紙様式１０が提出できない場合には，職員が兼業勤務態様等届出書（別紙様式１１）を作成し，届け出てください。

②兼業依頼状（別紙様式１０）及び届出に関する書類は各部局の指示に従い，人事労務課労務係にご提出くださいますようお願いいたします。

担当：職員課労務係　伊藤

内線：４０２８

メール：bch2035@office.chiba-u.jp